

○意匠の類似：2020年の裁判例（令和4年1月補正）（アンダーラインは筆者）

（『知的財産権法質疑応答集』追録第421号～第501号（第一法規2022年3月31日）より）

裁 判 例 **〔データ記憶機1審〕**（大阪地判令和2年5月28日〔データ記憶機〕平成30（ワ）6029意匠権侵害差止等請求事件、請求認容）

【類否判断のポイント】

〔本件は、意匠に係る物品を「データ記憶機」とする意匠権を有する原告が、被告製品データ記憶機、及び、そのケースの意匠は本件意匠に類似する等として、被告製品の製造、販売等の差止め等と損害賠償金等の支払を求める事案であり、請求が一部認容された。〕

本件の類否判断では、まず「前提事実」において、両意匠に係る物品が同一であることを認定する。そして、「争点1（本件意匠と被告意匠の類否）について」の冒頭で、類否判断の一般論として「意匠に係る物品の用途や使用態様、公知意匠等を参酌して、需要者の最も注意を惹きやすい部分、すなわち要部を把握（する）」と述べ、これを踏まえて両意匠の類否判断をしている。物品が同一であることを前提とするものと解されるが、「物品の類否」と「意匠（自体）の類否」は別個のものとして判断されている。

上記の本件類否判断の手法に対して、審決（意匠登録無効審判）における類否判断手法の多くは、(1)「物品の類否」と(2)「形状等の類否」を判断し、(3)最後に両判断を総合して類否判断するという、三段階判断である（例えば、審決2020・6・10〔トートバッグ〕無効2010-880004、審決2020・6・23〔モップクリーナー〕無効2019-880006、審決2020・8・26〔踵やすり〕無効2019-880003参照。）。この三段階判断の手法は、『意匠審査基準』（Ⅲ部2章1節2頁以下）と共通する判断手法である。

しかし、裁判例の多くは、本判決と同様に、「物品の類否」と「形状等の類否」を区別・分離していない。裁判例では、物品の類似については、意匠の類否判断の前提として述べられているが、類否判断においても「意匠に係る物品の用途や使用態様…を参酌」することで物品の類似性を組み込んだ総合的判断をすることになっている

（本件〔データ記憶機〕では、基本的構成態様として「本件意匠は、略扁平直方体状のデータ記憶機に関する意匠であって…」等と認定する。）。すなわち、物品の類否を判断するとしても、(1)物品の類否、(2)意匠の類否（総合判断）の二段階判断となっている。なお、最判昭和49・3・19〔可撓伸縮ホース〕昭和45（行ツ）45（民集28巻2

号308頁)でも、「法三条一項により登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない。」とし、(1)「物品の類似」を前提として、(2)「意匠自体の類似」を判断すると述べるが、「形状等の類似」を分離していないと理解される。

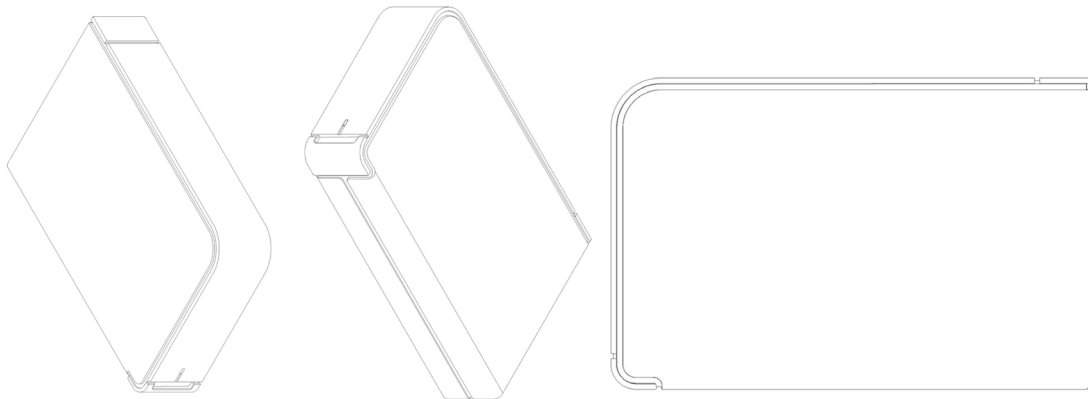
以上のように、審決の類否判断手法(三段階判断)と裁判例の類否判断手法(二段階判断)とで若干相違があるように思われる。ただし、審決における「形状等の評価(類否判断)」の具体的内容を見ると、「意匠に係る物品の用途や使用態様」を実質的に参酌して、形状等の評価をしており、その実質は、「意匠自体の類否判断」である。したがって、審査審判の類否判断手法でも「(3)最後に両判断を総合して類否判断」する必要はないように思われる。

なお、類否判断の一般論としては通常、「意匠に係る物品の性質、用途、使用形態、公知意匠にはない新規な創作部分の有無等を参酌して、需要者の注意を惹きやすい部分を把握」するとされているが、本判決は、「新規な創作部分の有無」を除いている点が注目される。具体的な類否判断でも、「…乙1意匠～乙6意匠は、本件意匠の要部を検討するに当たり、本件意匠に先行するものとして考慮すべき公知の意匠ということとはできない。」として、公知意匠については全く参酌していない。本件意匠については、「意匠に係る物品の用途や使用状態」のみを参酌して要部を認定している。一般的には、需要者は「公知意匠にはない新規な創作部分」に注意を惹かれるものであり、公知意匠を参酌して「新規な創作部分の有無」について検討する必要があると思われるが、この点について全く考慮しない判断手法が注目される。

本件では、本件意匠の要部認定にあたり、まず本件意匠に係る物品の需要者は「データ記憶機の購入者・使用者である」とし、その購入時及び使用時における状態等の事情を総合的に考慮し、「需要者の観点からは、データ記憶機の使用態様につき、縦置きがより一般的であることを念頭に置きつつ、横置きもなお一般的といえることを踏まえて、本件意匠の要部を検討すべきである」とし、「需要者の注意を惹く程度については、縦置き・横置き両場合の正面に加え、縦置きの場合の平面並びに平面及び正面を斜め方向から視認する場合の左右の側面がより強く、横置きの場合に上面となる側の側面並びに正面及び上記側面を斜め方向から視認する場合の平面はこれらよりやや弱い」と述べる。そして、上記のように、参酌すべき公知意匠はないとして、「以上を踏まえると、需要者は、本件意匠の構成態様のうち、基本的構成態様(A3)～(C3)に注目すると考えられるから、これをもって要部と見るのが相当である。」と述べる。

両意匠を対比すると、「本件意匠の要部は基本的構成態様(A3)～(C3)すなわち基本的構成態様の全てであるところ、これらの構成態様と被告意匠の基本的構成態様(a3)～(c3)とは、本件意匠と被告意匠との共通点である。これらの共通点が意匠全体の印象に与える影響は非常に強く、本件意匠と被告意匠とに接した需要者は、両意匠から共通する印象を強く感じるといえる。」とし、各部の具体的構成態様の「差異点は意匠全体の印象に与える影響は弱い」とし、「以上の事情を総合的に考慮すると、本件意匠と被告意匠との差異点は、それ自体も、また、これらを組み合わせたとしても、そのもたらす印象をもって共通点をもたらす印象を凌駕するということとはできない。したがって、本件意匠と被告意匠とは、需要者の視覚を通じて起こさせる美感によれば、類似する」と結論している。]

【本件登録意匠第1409214号】



【被告製品4】



裁 判 例 【トレーニング機器 2 審】（大阪高判令和 2 年 7 月 31 日〔トレーニング機器 2 審〕 令和 2(ネ)211 意匠権侵害差止等請求控訴事件（原審 大阪地方裁判所平成 29(ワ)5108）、控訴棄却）

【類否判断のポイント】

〔本件は、意匠権を有する控訴人が、被控訴人が被告商品を製造・販売する行為は、意匠権の侵害に当たると主張して、その製造・販売等の差止等を求めた事案で、原審は請求をいずれも棄却したため、これを不服として控訴したが、控訴が棄却されたものである。大阪高裁は、原審の類否判断をほぼそのまま引用し、控訴を棄却している。しかし、意匠の類否判断の一般論について一部修正し、かつ、本件の類否判断についても補足した。〕

類否判断の一般論として、原審では、「要部認定の意義」について、「被告意匠が本件意匠に類似するかは、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて判断すべきものであることは前述のとおりであるから、まず、意匠に係る物品の需要者を想定し、物品の性質、用途、使用態様を前提に、需要者に生じる美感が類似するか相違するかを検討すべきこととなる。」と述べ、公知意匠の参酌等については積極的に考慮されていなかった。これに対して、本判決では、「侵害訴訟において意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の最も注意を引きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要であるというべきである。」と述べ、「公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌すること」を明記する点が注目される。

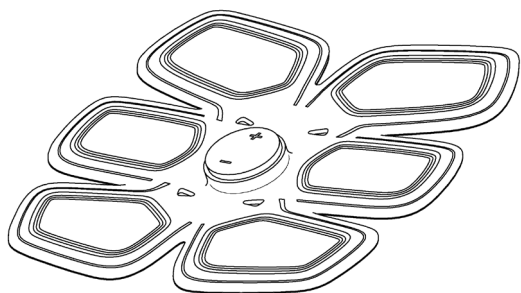
また、「需要者の最も注意を引きやすい部分を意匠の要部としてとらえるべきところ、控訴人が主張するように、本件意匠のうち、円形の電池部を中心に 6 枚のパッド片を左右対称 2 列 3 段に配置するという形態が、新規な創作部分であり、要部であるとしたら、そのパッド片の形状やパッド片の結合状態、パッド片を区切る切込みの形状や深さについても、需要者の注意が注がれるのは当然といえる」と述べ、基本的構成態様のみならず、その具体的構成態様にも「需要者の注意が注がれる」としている点が注目される。

被告意匠登録については、本件登録意匠を引用意匠として無効審判請求がされているが、請求不成立との審決があり（無効 2018-880003）、これを不服とする審決取消訴訟でも両意匠は類似しないとして請求が棄却されている（知財高判平成 31・4・22 平成

30（行ケ）10169）。これらも含め、原審と本判決について、詳細は、梅澤修「『造形デザイン』の知財判決紹介(25)－意匠の類否判断における公知意匠の参酌－」（特許ニュースNo. 15414令和3年5月19日）参照。〕

【本件登録意匠第 1536247 号】

【被告意匠（第 1593189 号）】



裁判例 **〔自動精算機1審〕**（東京地判令和2年8月27日〔自動精算機1審〕令和元（ワ）16017 意匠権侵害行為差止請求事件、請求棄却）

【類否判断のポイント】

〔本件は、自動精算機のタッチパネル部分に係る意匠権を有する原告が、被告製品の販売等が本件意匠権を侵害するとし、その販売等の差止等を求める事案である。被告意匠は本件意匠に類似しないと判断され、原告の請求はいずれも棄却された。〕

本件登録意匠はいわゆる部分意匠である。本件意匠と類否判断をする被告意匠について、裁判所は、「被告製品のうち本件意匠に相当する部分の意匠を「被告意匠」と」認定し、「争点1（被告意匠は本件意匠と類似するか）」を検討している。

その判断の手順は、(1)両意匠が「物品として類似すること」を認定し、(2)「本件意匠と被告意匠の構成態様」を認定、(3)「本件意匠及び被告意匠におけるタッチパネル部と筐体との関係」の判断を踏まえて、(4)本件意匠と被告意匠の類否について判断する。そして、(4)本件意匠と被告意匠の類否については、①両意匠の共通点差異点を認定し、②本件意匠出願前の公知意匠を参酌して、③需要者の注意を惹きやすい部分（要部）を「具体的構成態様C、D」と特定し、④その要部に係る部分や前提となる構成自体が異なることから、両意匠は類似しないとする。

まず、注目されるのは、「(1)物品の類否判断」と「(2)両意匠の認定及び(4)類否判断」が分離され、(1)物品の類似を前提をしつつも、(4)両意匠の類否判断が別個に行われており、前掲〔データ記憶機1審〕と同様に、類否判断が二段階判断になっている点である。また、この(4)両意匠の類否判断は、(4)の最初に述べられた類否判断の基準に則るものであるが、その基準は、通説となっている一般的な意匠（全体意匠）の類否判断基準と同一である。

(2)両意匠の構成態様については、「本件意匠は、物品の部分意匠（部分意匠）であり、願書に添付した図面において意匠登録を受けようとする部分として実線で示された部分の形状は、以下のとおりである。」として、実線部分の形状だけを部分意匠の構成態様と認定している。したがって、(3)本件意匠及び被告意匠におけるタッチパネル部と筐体との関係についても、「本件意匠は、部分意匠であり、破線部の形状そのものが登録意匠の内容となっているものではない。」述べる。しかしながら、「部分意匠の物品全体との関係での位置、大きさ、範囲（位置等）の違いが、当該部分意匠の美感に影響を及ぼす場合があり得る」とも述べる点が注目される。したがって、「筐体が破線で記載されている本件において、タッチパネル部の横幅と筐体の横幅の比の違いは基本的にはタッチパネル部の美感に影響を及ぼさない」のであるが、「そ

の比が極めて異なる場合にその比の違いがタッチパネル部の美感に影響を与える場合」があると述べる。

同旨を述べる裁判例として、知財高判平成30・6・27〔放熱フィン付き検査用照明器具〕（平成30（行ケ）10020）は、部分意匠について、「形態の認定に当たっては、本件実線部分から、視覚を通じて具体的に認識できる形態を認定すべきである。」と述べ、実線部分の記載を厳密に捉えて、「後フィン部の後端面には電源ケーブルの引き出し口が存在しない、あるいは電源ケーブルが引き出されていない形態」を両意匠の共通点と認めている。また、大阪地判平成30・11・6〔検査用照明器具1審〕（平成28（ワ）12791）も、「破線をもって示された部分は、部分意匠の権利の対象となるものではない」と述べる（なお、「他方で、部分意匠から生じる美感は、物品全体と意匠登録部分との相対的關係、すなわち部分意匠として登録された部分の位置、大きさ、範囲によって異なり得る」とも述べていた。）。

これに対して、知財高判令和元・7・3〔検査用照明器具〕（平成30（行ケ）10181）は、本件意匠について、「前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であり、後方部材の後方に電源ケーブルを設けていない。」点を「基本的構成態様」として認定し、「本件意匠においては、後方部材の後方に電源ケーブルが設けられていないのに対し、引用意匠2ではそれが設けられている。…これらの需要者にとって、視覚を通じて起こさせる美感が異なるものと認められる。」と述べる。また、大阪高判令和元・9・5〔検査用照明器具2審〕（平成30（ネ）2523）も、「本件意匠の後端フィン及び中間フィンの各面には、支持軸体の通過部分以外には貫通孔がなく、平滑であるという形態は、乙7など意匠や乙12意匠にはないものであり、また、…公知意匠の組み合わせに基づいて容易に創作することができるともいえないから、公知意匠にはない、新規な創作部分であると認められる。」と述べ、「電源ケーブルの引き出し位置は、検査用照明器具としての使用態様に関わるから、この形態は、需要者の注意を惹くもの」としている。これらの裁判例では、部分意匠における意匠登録を受けようとする部分以外の部分の形状など（破線部分の形状など）についても、ある程度は部分意匠の認定に取り入れ、類否判断において積極的に参酌しているように思われる。

以上のように、部分意匠の構成（内容）として認定されるべきは、「実線部分の形状等」のみか、あるいは「位置等」も構成に含まれるのかについては、やや曖昧な状況にある。最近の裁判例である〔自動精算機2審〕（知財高判令和3・2・16）は、部分意匠の位置等の認定について、「位置、大きさ、範囲は、破線で示されたにすぎない筐体との関係で決せられるものであり、タッチパネル部の筐体からの突出の具体的な

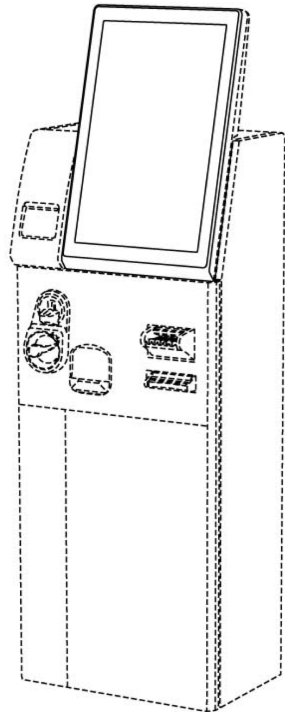
比率、タッチパネル部と筐体との大きさの具体的な比率、タッチパネル部が筐体に占める具体的な比率までもが本件意匠の内容となるものではなく、タッチパネル部が本体の正面上部右側に本体の上辺より上方に突出し後傾する態様で設けられているとの限度で構成態様になり得るにすぎない」と述べ、本件部分意匠の「内容」「構成態様」になり得るのは、位置、大きさ、範囲の「具体的な比率」ではなく概括的な態様であるとする。

部分意匠の構成（実線部分）と破線部分の関係について、知財高判平成19・1・31〔プーリー〕（平成18（行ケ）10317）は、「破線によって示された形状等は、それ自体は意匠を構成するものではないが、意匠登録を受けようとする部分がどのような用途及び機能を有するといえるものであるかを定めるとともに、その位置等を事実上画する機能を有する」と述べる。部分意匠は「物品の部分の形状等」（意2条）で美感を起こさせるものである。したがって、部分意匠の構成には、「部分の形状等」だけではなく、「物品の部分（用途機能）」も含まれる。「部分の形状等」は実線部分だけで特定されるが、「物品の部分（用途機能）」は、破線部分を考慮し、意匠に係る物品や位置等を参酌して特定されるものである。この意味において、意匠に係る物品や位置等は部分意匠の類否判断に影響すると思われる。したがって、厳密に言えば、意匠に係る物品や位置等は、部分意匠の構成とは別個に認定すべきかもしれない。だが、「物品の部分（用途機能）」の認定において記載される内容を構成する要素となるのであり、結局類否判断においても考慮されるものであるから、「物品の部分の形状等（部分意匠）」を認定する場合に「意匠に係る物品」や「位置等」を含めて記載することが妥当と思われる。また、その場合の認定は、〔自動精算機2審〕が明確に述べるように、本件部分意匠の「内容」「構成態様」になり得るのは、位置、大きさ、範囲の「具体的な比率」ではなく概括的な態様である。

その他、本件は、本件部分意匠の構成（実線部分）の中の一部形状について、注意を惹きやすい部分（意匠の要部）として認定している点も注目される。すなわち、
「本件登録出願前に、…知られていた…本件意匠の基本的構成態様や具体的構成態様A、Bが、特に注意を惹きやすい部分であるとはいえない。そして、このことを考慮すれば、具体的構成態様C、Dは、本件意匠においては、本件図面において実線で示されている部分の中では一定の大きさを占めているといえるものでもあり、注意を惹きやすい部分である」と述べる。したがって、部分意匠の要部認定は、「実線で表わされた形状等」を部分意匠全体として捉え、その部分意匠の中の「一部の形状等」を部分意匠の要部と認定することになる。部分意匠の要部認定について、多くの裁判例も同様の認定をしているが、本件もこの点を明確にした裁判例である。〕

【本件登録意匠第1556717号】

【被告製品写真】



裁 判 例 **【組立家屋】**（東京地判令和 2 年 11 月 30 日〔組立家屋〕平成 30（ワ）26166、意匠権侵害差止損害賠償請求事件、一部認容）

【類否判断のポイント】

〔本件は、(1)本件意匠権（意匠登録第1571668号）を有する原告が、「被告による別紙被告製品目録 1 記載の建物（被告製品 1）」の製造等が本件意匠権を侵害するとして、被告製品 1 の製造等の差止め等を求めるとともに、(2)「原告が販売する別紙原告製品目録記載 1 ないし 3 の建物の備える形態」が原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているとした上で、被告が「別紙被告製品目録 2 記載の建物（被告製品 2）」を製造等する行為は、不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争に該当するとして、被告製品 2 の製造等の差止め等を求め、(3)さらに、損害賠償等を請求する事案であり、意匠権に係る請求が一部認められた。

本件意匠は部分意匠であるが、類否判断の手法は、「部分意匠においても異なるものではない」と述べる。これは、多くの裁判例で述べられていることであり、本件もそれを確認するものである。

本件では、本件意匠と被告意匠との類否判断、及び、本件意匠と引用意匠との類否判断の 2 つがあるが、その判断構造がやや異なっている。すなわち、本件意匠と被告意匠との類否判断は、「イ 意匠に係る物品の同一性について」の判断と「ウ 意匠に係る形状の類似性について」の判断をし、それらを総合して、「エ 小括」で「以上によれば、本件意匠と被告意匠は、意匠に係る物品が同一であり、形状が類似することから、被告意匠は本件意匠に類似する」と判断する。この判断構造は、前記〔データ記憶機 1 審〕の【類否判断のポイント】で述べたように、審査審判に見られる「三段階判断」と共通する。

これに対して、本件意匠と引用意匠との類否判断では、「(ア) 本件意匠と引用意匠との共通点」及び「(イ) 本件意匠と引用意匠との差異点」を認定し、「(ウ) 検討」で、結論として「本件意匠と引用意匠とでは、…看者が略十字の形状を感得するという共通点があるものの、…引用意匠について看者が感得するのは、具体的には、家屋の正面視を 4 分割するような美感を与え、かつ、のっぺりとした重みのある印象を看者に与える略十字の形状であるのに対し、本件意匠について看者が感得するのは、家屋の正面を左右に 2 分割するような美感を与え、かつ、メリハリの効いたシャープな印象を看者に与える略十字の形状で…質的に大きな差異が生じているといえる。そして、…本件意匠と引用意匠との形状の相違は要部についての相違である。」とし、「以上の次第で、本件意匠は引用意匠と同一であるとも、引用意匠と類似していると

も認められない」と述べる。このように、本件意匠と引用意匠との類否判断では、「物品の類否」の判断、及び、結論での「物品の類否」と「形状の類否」との総合判断がない。物品が同一類似であるとの前提は明らかであり省略されたものとするれば、この判断構造は、侵害裁判例で多い「二段階判断」である。

本件では、本件意匠「組立家屋」と被告意匠に係る物品「建物」との物品の類似が争点となっていたことから、特別に「イ 意匠に係る物品の同一性について」の検討が必要となり、このような判断構造の違いが生じたと推認される。裁判所は、「意匠法2条1項の「物品」とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいい、不動産は物品には該当しない…」だが、「使用される時点においては不動産として取り扱われる物であっても、工業的な量産可能性が認められ、動産的に取り扱われ得る物である限り、「物品」に該当する…使用される時点においては不動産として扱われる組立て家屋であっても、…構成部分を量産し、運搬して組み立てるなど、動産的に取り扱うことができるものである限り、…「組立て家屋」に該当する」とし、本件については、「被告各建物（H、I、Jの3件）は、…「組立て家屋」に該当する…そして、被告各建物はいずれも被告製品1の構成態様を備えているから、被告製品1についても、同様に、動産的に取り扱うことができる建物と認められる。」として、本件意匠と被告製品1「建物」との物品の同一性を認めている。被告各建物が「組立て家屋」に該当するとの判断は妥当であるが、類否判断の構造としては、物品の類否判断は前提要件として判断し、「意匠自体の類似性について」判断するという二段階判断でよかったと思われる。

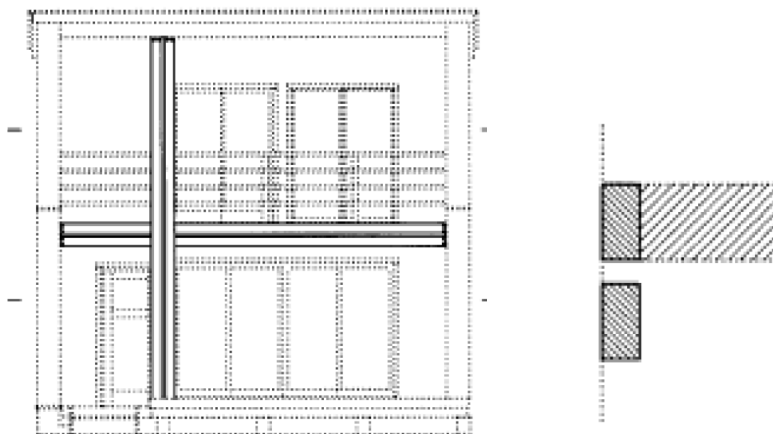
なお、具体的な類否判断の内容については、若干疑問もある。まず、本件意匠と被告意匠の断面形状（「凹」の字状）の相違について、「美感の内容に有意な差を生じさせない」もので、「柱部及び梁部の断面が「凹」の字状であることは、本件意匠との差異点であるとは認められない」としているが、本件意匠には空間があり、建築物の立体的な構成要素である柱と梁については明らかな相違点であると思われる。これは、本件意匠の要部を、「構成態様A及び構成態様aないしgにより特定された家屋の正面視の形状」と認定し、実線で表した形状のほぼ全体を要部としているためではないかと推認される。前記〔自動精算機1審〕における、部分意匠の中の「一部の形状等」を部分意匠の要部と認定することとは異なる認定のように思われる。また、本件意匠に相当する「引用意匠」の認定として、本件意匠には「付属していない」梁部のひさしを加えているが、付加的な付属品と思われ、ひさしを除いた状態で引用意匠は特定できるのではなかろうか。いずれも、類否判断の結論を補強するための認定かもしれないが、本件部分意匠に相当する部分意匠の認定方法としてやや疑問が残るところである。

本件は、部分意匠の認定、特に「被告製品と被告意匠」の認定について示唆的なものであるが、詳細は、梅澤修「部分意匠の意匠権侵害における被告製品と被告意匠」(DESIGN PROTECT 2021 No. 131, 12頁)を参酌されたい。]

【本件登録意匠第1571668号】「本件意匠は、組立て家屋のうち、その正面において梁部及び柱部により形成されるもので、別紙本件意匠公報の【図面】の実線で表された部分に係る部分意匠である。」なお、原告は、「(別紙)本件意匠目録」として、本件意匠の構成態様を認定した目録を提出している。判決では、「本件意匠は、別紙本件意匠目録記載のとおり構成態様を有している」と認定する。

【正面図】

【梁部の拡大断面図】



【被告各建物】被告は、3件の物件（H土地及びH建物、I土地及びI建物、J土地及びJ建物）を製造・販売等していた。「当事者の主張」（原告の主張）によれば、「被告各建物の構成のうち本件意匠に相当する部分は、別紙被告製品目録1記載の基本的構成態様及び具体的構成態様からなる（以下、この部分を「被告意匠」という。）。」とされている。「被告意匠の構成態様を有する被告各建物のうち、J建物については、上記縦棒が左寄りに形成され」、「H建物及びI建物については、上記縦棒が右寄りに形成されている」。

【被告製品1】被告製品1は、「(別紙)被告製品目録1」に記載された、「次の基本的構成態様及び具体的構成態様を有する建物（一例として、正面視において後記参考画像甲又は乙の形状を示すもの）」である。構成態様の記載は、「柱部は、家屋の中心からやや右又は左に外れた位置に形成され」の記載以外は、「(別紙)本件意匠目録」と同一である。

参考画像甲



参考画像乙（甲を左右反転したもの）



【引用意匠】

第1 外観



(梅澤 修)